

## 大阪母子医療センター個人情報の取扱いについて

大阪母子医療センター（以下、当センター）は、母性の健康保持と小児の成長発達を保障するため、周産期・小児医療の基幹施設として、地域の医療機関では対応が困難なハイリスクの妊産婦や新生児・乳幼児・小児に対し高度で専門的な医療を提供しております。

また、退院後のフォローアップを行うために、必要な診療情報を地域の保険医療機関等と共有し、密接な連携を深めていく必要があります。さらに、母子保健に関する調査・研究や研修等を推進し、府域の母子保健医療の向上に取り組むとともに、臨床研修病院として医師及び医療系実習生などの育成のための責務を果たさなければなりません。

個人情報に係る診療情報提供の対象者は、あくまで患者さんあるいは親権者が原則であり、患者さんあるいは親権者の同意を得ることなく、後述する目的以外の利用や第三者へ提供することがないことをお約束します。

### 個人情報の定義

個人情報とは、個人に関する情報であってその情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

### 個人情報利用の目的

当センターでは、患者さんの個人情報を以下の目的で利用します。これら以外の目的で利用する必要が生じた場合には、改めて患者さんあるいは親権者からの同意をいただくことにしております。

#### 1 医療サービスの提供

- ・患者さんへの医療提供のために利用します。
- ・診療録の作成、検索、取出し、保険確認、本人確認、院外処方箋発行等、院内における医療の全てに利用します（保険証は、診療録の作成時の転記ミス防止のために1部コピーします）。
- ・患者さんの入退院等の病棟管理に利用します。
- ・通常の診療の範囲内での利用、及び当センター内での診療に関する検討会に利用します。
- ・医療の質の向上や安全確保、医療事故の未然防止のための分析や報告に利用します。
- ・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料として利用します。
- ・治療経過や予後調査、満足度調査、業務改善のためのアンケート調査に利用します。

#### 2 医療連携

- ・患者さんが継続的に良い医療を受けられるよう外部の病院、診療所、保健所、施設等との医療連携を行うために互いに情報を交換します。この情報は、患者さんの医療のためだけに利用します。
- ・患者さんへ最善の医療を提供するため、外部の医師等の意見、助言を求めるために利用します。

#### 3 家族等への病状・経過等の説明

患者さんへの医療提供に際して、患者さんあるいは親権者の同意が得られた家族等に対して病状・経過等の説明を行うために利用します。

#### 4 学会、研究、研修

職員を対象とした院内研修会や、医療の発展を目的とした学会や研究等で個人情報を利用する場合がありますが、この場合は個人が特定されないよう匿名化して利用します。匿名化が困難な場合は、患者さんあるいは親権者の同意を得ます。

一般に公開する研修会・講演会へのご案内を、患者さんあるいは親権者にお知らせするために利用することがあります。

#### 5 業務委託

当センターでは、受付業務、診療報酬請求業務、看護補助業務、診療録保管業務、検査業務等の一部または全部を外部委託しております。その際、患者さんの情報を委託業者に提供する必要がありますが、信頼できる業者を選択することは勿論、個人情報不適切に取り扱われないよう契約を交わします。

#### 6 医事会計・保険請求業務

医事会計業務及び保険請求業務(審査支払機関や保険者へのレセプトの提出や照会への回答)に利用する他、未収金発生時にはその督促、回収業務に利用します。

#### 7 その他

- ・ 医師賠償責任保険会社、関係行政機関への相談または届け出
- ・ 大阪府悪性新生物(がん)患者さん登録事業への協力
- ・ 医療の質向上と安全確保、医療事故未然防止のための第三者機関への報告
- ・ 外部評価機関及び監査機関への提供
- ・ 顧問弁護士等への法律相談
- ・ 認定医・専門医等の認定申請

#### 第三者への提供について

事前に患者さんあるいは親権者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合は除きます。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることが困難な場合
- ・ 公衆衛生の向上又は乳幼児あるいは児童の健全な育成推進のため、特に必要がある場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、患者さんあるいは親権者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

#### 研修生の利用について

当センターは、臨床研修病院でもあり、多くの研修医や医学部研修生、看護実習生、コメディカル実習生を受入れております。これらの人の研修教育のため、個人情報を利用します。

#### 患者さんに関するお問合せ

患者さんに関するお問合せについては、原則的にお受けしていません。緊急の場合は、ご本人との関係を確認の上、スタッフが伝言を取次ぎますので、お申し出ください。

#### 診療情報の提供について

当センターでは、「カルテ等の診療情報提供に関する規程」に基づき、診療情報の提供を行っております。しかしながら、治療の継続に支障をきたすことが考えられる場合や法に基づき請求に応じられない場合もあります。なお、ご遺族から診療情報提供の請求があった場合は、大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号の規定により、その都度、個人情報保護審議会に諮り、提供の可否について決定することとなっています。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いて別に定める場合は、この限りではありません。(配偶者、子、親、であること等)また、個人情報の訂正・削除につきましても、大阪府個人情報保護条例により行っております。

※患者さんあるいは親権者による個人情報の開示申し出窓口

大阪母子医療センター 事務局 医事グループ

住所：〒594-1101 和泉市室堂町 840

電話：0725-56-1220 (内線 2117)

#### 研修会の実施

職員、研修生、委託業者等、病院業務に従事する全ての者を対象に、個人情報保護に関する研修会を実施します。

#### 個人情報の取扱いに関する同意と意見の申し出先

上記の内容につきまして、同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。お申し出がないものにつきましては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。なお、これらのお申し出は、後日に撤回・変更等を行うことが可能です。

お問合せ窓口

大阪母子医療センター 事務局 総務グループ

住所：〒594-1101 和泉市室堂町 840

電話：0725-56-1220 (内線 3295)

平成 25 年 2 月 21 日

大阪母子医療センター 総長

(平成 29 年 4 月 1 日名称変更に伴い、病院名更新)